

参自発 1218 第 2 号  
令和 5 年 12 月 18 日

都道府県  
各 指定都市 自殺対策主管部（局）長 殿  
市区町村

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）

令和 5 年度「自殺対策強化月間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、3 月の 1 ヶ月間は「自殺対策強化月間」と位置づけられています。また、同条第 4 項において国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）において、自殺対策強化月間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるといった悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に例年 3 月は各月の中でも最も自殺者が多い傾向にあることを踏まえて、自殺対策強化月間において集中的な啓発活動を推進しています。

また、令和 4 年の小中高生の自殺者数が 514 人と過去最多となったこと等を踏まえ、国では、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、令和 5 年 6 月 2 日に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめ、こどもの自殺対策を推進しているところです。

さらに、同年 9 月 8 日には、国と地方公共団体の連携を強化し、こどもの自殺対策を一層推進していくため、厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣から、首長等宛てに別添のとおりメッセージを發出しておりますので、引き続き、「こども・若者の自殺危機対応チーム」の設置に向けた取組の推進、ゲートキーパー研修の受講勧奨等をお願いいたします（ゲートキーパー研修修了者数：2,744 名（12 月 13 日時点））。

なお、文部科学省から、別添のとおり、「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和 5 年 12 月 12 日付け 5 初児生第 23 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が發出されておりますので、教育委員会担当課等との連携を図っていただくようお

願いいたします。

については、各都道府県・指定都市・市区町村におかれても、自殺対策強化月間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の関係機関、関係団体等に自殺対策強化月間に向けた取組を呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

厚生労働省においては今年度も引き続き、自殺対策強化月間に関する広報ポスターを作成（※）いたしますので、多くの人が集まる場所への掲示（公的機関の他、大型商業施設、スーパー、コンビニ、金融機関等）をお願いいたします。

また、ポスターは、1月下旬を目途にお送りする予定ですが、3月の自殺リスクの高まりに対応するため、自殺対策強化月間を迎える前（2月中）から掲示いただくことが効果的と考えますので、準備が整い次第、早めに掲示いただくようお願いいたします。

あわせて、自殺対策強化月間に関する広報動画も作成しますので、SNS等での情報発信や関係機関、関係団体への周知につきましてもご協力をお願いいたします。

※3月は特に40代、50代を中心とした中高年男性の自殺者が多くなる傾向を踏まえて、中高年男性に相談を呼びかけるポスターと動画を作成予定です。このため、ポスターの掲示場所については、各地域において中高年男性が多く利用する施設への掲示についてご配慮願います。なお、全国の鉄道機関に対しては、厚生労働省から直接配布を行う予定です。

※厚生労働省X（旧Twitter）や政府広報等において、中高年男性以外の層への相談窓口の周知やゲートキーパーの取組についても集中的な広報を行う予定です。

### 2 自殺対策強化月間における取組の強化について

こころの健康相談統一ダイヤルにつきましては、例年、自殺対策強化月間の取組に併せて、相談時間の延長、回線の増設等相談体制の強化を図っている自治体からの報告を受けており、相談員の確保等のご尽力に感謝申し上げます。

今年度も、自殺対策強化月間における相談事業の強化をお願いいたします。

※その際、一般的に相談件数が少ない傾向のある男性が相談につながるよう、例えば、広報ポスターを活用して中高年男性への呼びかけを行うこと、男性も安心して相談できることをホームページやパンフレット等で改めて明記すること、男性を優先した時間帯を設定すること、男女共同参画の取組として実施されている「男性のための相談」との連携、などの配慮・工夫についてご検討をお願いいたします。

### 3 自殺対策強化月間に実施する取組の公表について

貴自治体（都道府県におかれては管内市区町村分も含む。）が令和5年度「自殺対策強化月間」にあわせて実施する取組については、①「支援情報検索サイト」への登録及び公表、②関係府省庁・関係団体の取組とともに厚生労働省ホームページ等において公表を行う予定です。なお、「支援情報検索サイト」への登録については、別途ご依頼いたしますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

（参考）令和5年度自殺予防週間の主な取組（厚生労働省 HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/r5\\_jisatsuyoboushukan.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/r5_jisatsuyoboushukan.html)

【別添1】「こどもの自殺対策の推進のために」（令和5年9月8日都道府県知事、指定都市市長、都道府県議会・指定都市議会議長、都道府県・指定都市教育長宛3大臣メッセージ）

【別添2】「こどもの自殺対策の推進のために」（令和5年9月8日市区町村長、市区町村議会議長、市区町村教育長宛3大臣メッセージ）

【別添3】「こども・若者の自殺危機対応チーム」について

【別添4】ゲートキーパーの推進について

【別添5】「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和5年12月12日付け5初児生第23号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）

【本件連絡先】厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電話：03-5253-1111（内線2837）

担当者：宮本、椎野、若松、井上

E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

各  
都道府県知事 殿  
指定都市市長 殿  
都道府県議会・指定都市議会議長 殿  
都道府県・指定都市教育長 殿

### こどもの自殺対策の推進のために

例年、長期休み明けとなるこの時期に、誠に忸怩たる思いではありますが、こどもの自殺が増加する傾向にあります。近年増加傾向にあった小中高生の自殺者数は、令和4年に514名となり、過去最多となっています。

こうした非常事態に対処するため、政府は、昨年10月に新たな自殺総合対策大綱を策定し、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることとしました。本年6月2日には、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめました。これらも踏まえ、今後も引き続き、関係省庁が連携して、こども・若者の自殺対策を推進してまいります。

こどもの自殺対策においては、地方自治体の果たす役割が非常に大きく、トップの皆様のリダーシップの下、関係部局間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体で子どもたちを守る仕組みを構築することが重要になります。

政府としても、地方自治体や教育委員会への支援をしっかりと行っていく所存であり、来年度予算概算要求においても、様々な

予算を要求しています。主なものを2点、ご紹介します。

- 1) 自殺リスクの高い児童生徒への対応といった観点で、都道府県及び指定都市が、多職種の専門家により構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校や市区町村を支援する際に活用いただける予算を大幅に拡充して計上しています。
- 2) 自殺リスクの早期発見の観点では、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するための予算を新たに計上しています。

是非、都道府県及び指定都市におかれましては、児童生徒の自殺リスクを早期に発見すると同時に、「こども・若者の自殺危機対応チーム」を通じて、学校と地域が連携して、こどもの命を守るための取組を強化していただきますようお願いいたします。

また、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただければと考えています。そのため、今般、国において、「ゲートキーパー」に関する e-ラーニング教材を作成しました。

9月 10 日から9月 16 日までの1週間は自殺予防週間です。我々も受講する予定ですが、各自治体のトップの皆様にもぜひ受

講していただき、全庁的な取組として地域の自殺対策を推進するため、関係部署等の職員の皆様にも受講を勧めさせていただきますようお願いいたします。

こどもが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きのお力添えをお願いいたします。

令和5年9月8日

厚生労働大臣

加藤勝信

文部科学大臣

永岡桂子

こども政策担当大臣

小倉将信

市区町村長 殿  
各 市区町村議会議長 殿  
市区町村教育長 殿

### こどもの自殺対策の推進のために

例年、長期休み明けとなるこの時期に、誠に忸怩たる思いではありますが、こどもの自殺が増加する傾向にあります。近年増加傾向にあった小中高生の自殺者数は、令和4年に514名となり、過去最多を更新しています。

こうした非常事態に対処するため、政府は昨年10月に新たな自殺総合対策大綱を策定して、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることとしました。本年6月2日には、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめました。これらも踏まえ、今後も引き続き、関係省庁が連携して、こども・若者の自殺対策を推進してまいります。

こどもの自殺対策においては、地方自治体の果たす役割が非常に大きく、トップの皆様のリダーシップの下、関係部局間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体で子どもたちを守る仕組みを構築することが重要になります。

政府としても、地方自治体や教育委員会への支援をしっかりと行っていく所存であり、来年度予算概算要求においても、様々な予算を要求しています。

例えば、自殺リスクの早期発見の観点では、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するための予算を新たに計上しています。また、自殺リスクの高い児童生徒への対応といった観点では、都道府県及び指定都市が、多職種の専門家により構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校や市区町村を支援する際に活用いただける予算を大幅に拡充して計上しています。

是非、市区町村におかれましては、「心の健康観察」の導入などを推し進め、こどもの命を守るための取組を強化していただきますようお願いいたします。

また、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただければと考えています。そのため、今般、国において、「ゲートキーパー」に関する e-ラーニング教材を作成しました。

9月 10 日から9月 16 日までの1週間は自殺予防週間です。我々も受講する予定ですが、各自治体のトップの皆様にもぜひ受講していただき、全庁的な取組として地域の自殺対策を推進するため、関係部署等の職員の皆様にも受講を勧めさせていただきますようお願いいたします。



こどもが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、  
国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと考えておりますの  
で、引き続きのお力添えをお願いいたします。

令和5年9月8日

厚生労働大臣

加藤勝信

文部科学大臣

永岡桂子

こども政策担当大臣

小倉将信

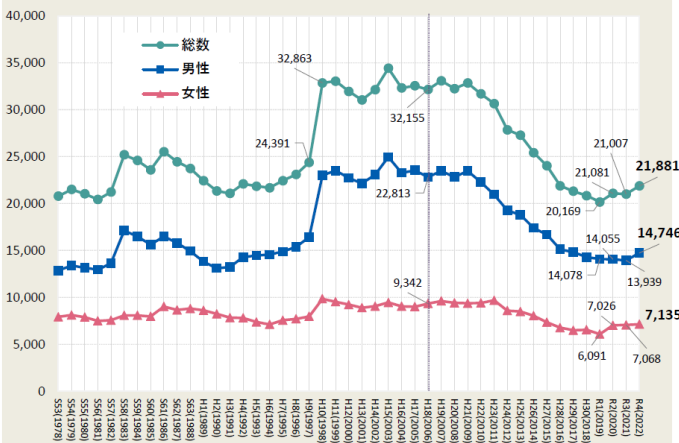
# 「こども・若者の自殺危機対応チーム」について

## 背景・課題

我が国の**児童生徒の自殺者数**は近年増加傾向にあり、昨年は統計を取り始めた昭和53年（1978年）以降**最も多い514名**に上った。日本はG7で唯一、**10代の死亡原因の第一位が自殺**であり、我が国において**こども・若者の自殺対策が喫緊の課題**となっている。

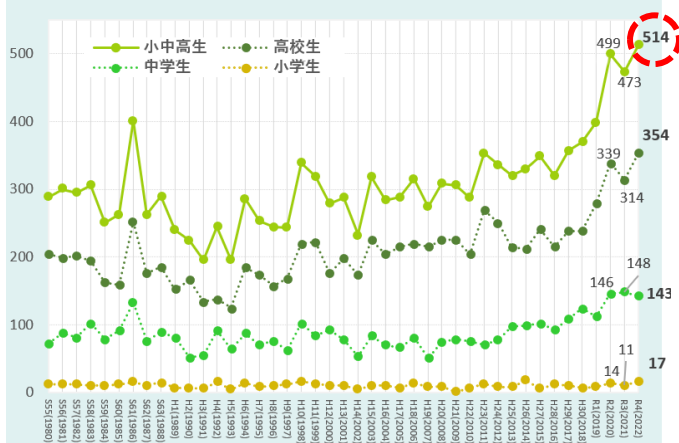
特に、**学校（教育委員会等）と地域（基礎自治体や保健所、医療機関等）の連携が大きな課題**である。地域には様々な分野の自殺対策の専門家がいるにも関わらず、学校と地域との連携体制が整っていないために、結果として**こども・若者に対して専門的な支援を行うことができていない**ケースが少なくない。

### 自殺者総数・男女別の推移



※補助線のある平成18年（2006年）に自殺対策基本法が施行

### 小・中・高生の自殺者数の推移



※警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

## 概要・目的

「こども・若者の自殺危機対応チーム（以下「危機対応チーム）」は、**学校と地域が連携して、児童生徒等の自殺を防ぐための新たな取組**である。例えば、学校が生徒の自殺リスクを察知した際、危機対応チームに支援要請を行うことで、**学校は危機対応チームのメンバーである専門家（精神科医や精神保健福祉士、弁護士やインターネットの専門家等）から、自殺リスクに関する緊急性の有無や当該生徒への支援のあり方等について直接アドバイスを受ける**ことができる。危機対応チームが、**学校と地域（基礎自治体等）との仲介役を果たすことで地域自殺対策力が向上し、児童生徒とその保護者に対して包括的な支援が可能となる。**

全国に先駆けて危機対応チームを設置した長野県では、危機対応チームが支援に関わった35名（4年間）の内、自殺で亡くなった児童生徒はひとりもない。支援要請を行った学校からも「生徒にとって良い方向に動き出すサポートをしていただき、大変助かった」「支援をしながら迷ったとき、相談できる存在があってとても心強く助かった」等の高い評価を受けている。**危機対応チームの活動は、児童生徒の命を守るだけでなく、学校の教職員等の負担軽減にもつながる。**

## チームの設置

政府が本年6月にまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」において、**こどもの自殺対策の柱として「全国への設置を目指す」**ことが謳われ、昨年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」にもチームの設置が盛り込まれている。

これらを踏まえて、**危機対応チームの設置・運営については、政府が地域自殺対策強化交付金により10/10補助**（今年度時点）を行い、いのち支える自殺対策推進センターが危機対応チームの設置等に関する実務的支援を行うこととしている。

設置対象は、都道府県・政令指定都市で、**危機対応チームの事務局は首長部局（自殺対策担当）と教育委員会が緊密な連携を図りながら運営**することが求められる。

「ゲートキーパー」とは...

悩んでいる人に**気づき**、**声をかけ**、**話を聞いて**、**必要な支援につなげ**、**見守る**人のことです。

気づき・声かけ

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

## <普及促進に向けた主な取組>

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」の設置  
※ 「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかりやすく説明。  
※ ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省Twitterでの呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知  
※ インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



自殺総合対策大綱において、**国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指している。**

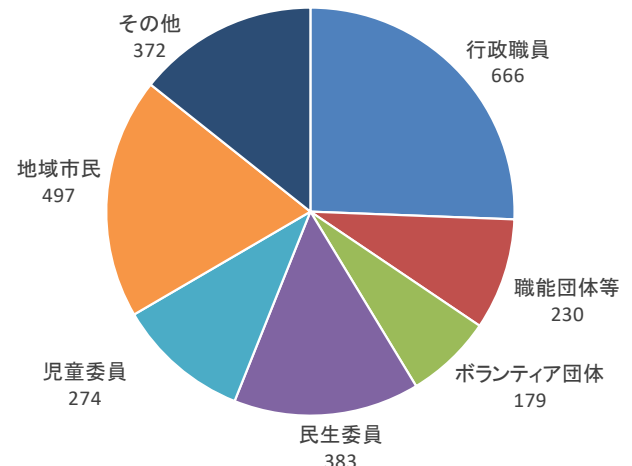
➤ 令和3年度自殺対策に関する意識調査(厚生労働省自殺対策推進室)における認知度は12.3%

## <各自治体における研修の実施状況>

### ● 令和3年度 約18万5千人

※各自治体からの報告を自殺対策推進室において集計。  
※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。

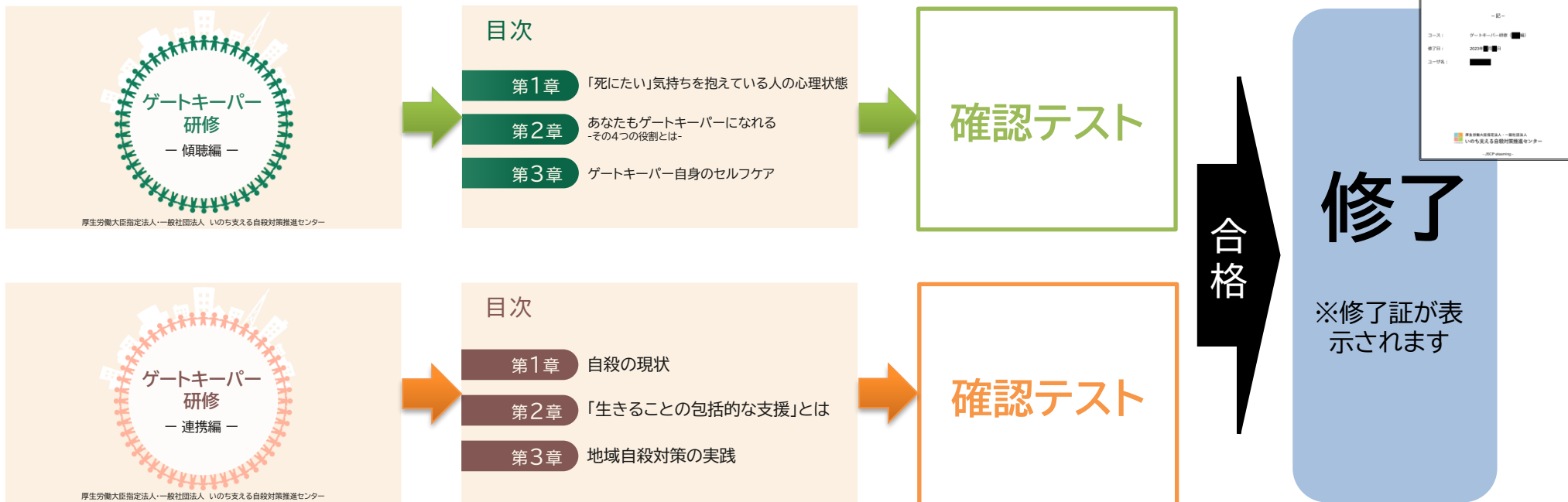
#### 受講対象者の属性



# JSCP ゲートキーパー研修について

- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)において、「ゲートキーパー」に関するeラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。

## 【受講の流れ】



令和4年の児童生徒の自殺者数が過去最多となり、大変憂慮すべき状況にあります。特に、長期休業明けの時期には自殺者数が増加する傾向があるため、学校においては、ICT ツールの活用や児童生徒一人一人に対する面談の実施等を通じて、児童生徒の悩みや不安の早期把握・早期支援に努めるとともに、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防に係る取組を徹底していただくようお願いいたします。

5 初児生第 23 号

令和5年12月12日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管課長  
各都道府県私立学校主管課長  
附属学校を置く各国立大学法人担当課長  
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
伊藤 史恵  
(公印省略)

#### 児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記については、これまでも自殺対策基本法（平成18年法律第85号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。また、政府においては、令和4年10月14日に、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されたところです。

しかしながら、警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、令和4年の児童生徒の自殺者数は514人と過去最多となり、大変憂慮すべき状況にあります。また、令和5年の児童生徒の自殺者数（暫定値）は、1月から10月までで計401人（令和4年同期間：429人）という状況にあります。

18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があります。そのため、これらの時期にかけて、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携しつつ、児童生徒の尊い命を救うため、自殺予防の取組に全力で取り組んでいただくよう何卒よろしく

お願いいたします。

国では、こどもの自殺者数が増加していることを踏まえ、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、令和5年6月2日に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめるとともに、同年6月16日に新たに閣議決定した「教育振興基本計画」においても児童生徒の自殺対策の推進を盛り込んだところです。

また、別添2のとおり、令和5年度補正予算において、「不登校児童生徒等の学び継続事業」、「不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業」を立ち上げており、

○児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図るため、1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」導入推進事業（10億円）

○心理的ケアや福祉的支援等、学校におけるチームでの支援体制をより一層強化するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実（7億円）

を計上しております。

貴職におかれては、上記国の予算事業の活用も検討いただき、児童生徒の自殺対策を一層取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。

また、地域全体で「こども・若者が自殺に追い込まれることのない地域づくり」を進めていくため、政府では、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を推進しているところです。（別添3）

本チーム設置を通じて、こどもの自殺危機への迅速な対応や、学校現場の負担軽減等が期待されることから、貴職におかれては、本チーム設置への積極的な御協力をお願いするとともに、既に設置済みの自治体におかれましては、児童生徒の自殺危機への対応の判断に迷う場合がございますら、適切に御相談していただきますようよろしくお願いいたします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

## 記

### （1）学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からICTツールも活用しつつ、アンケート調査、教育相談等を実施するとともに、一人一人に対して面談を行うなど、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。また、児童生徒の自殺の背景の一つとして精神疾患が挙げられていることを踏まえ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行ったり、スクールソーシャルワーカー等を活用して医療等の関係機関に繋ぐなど、心の健康問題への対応を徹底すること。その際、スクー

ルカウンセラーによる児童生徒へのカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる支援など緊急的な対応を実施する場合は、別途お知らせしている事業計画書にて申請いただきたいこと。

学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校（学年）登校日、部活動等の機会を捉えて児童生徒との面談の実施や、保護者への連絡、家庭訪問等により継続的に児童生徒の様子を確認し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合（※）には、教職員が抱え込まず、速やかに学校の管理職、学校設置者と情報共有を図り、保護者、医療機関等とも連携しつつ、命の危機を防ぐため万全の体制で対応に当たること。

加えて、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境の整備に努めること。

さらに、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。相談窓口の周知にあたっては、教室など児童生徒の目につきやすい場所への掲示や1人1台端末を活用する際のポータルサイトや、ブラウザのお気に入り機能等を活用して、各種相談窓口を周知するなど方法も考えられること。

（※）自殺予防教育については、「子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引—」を参照。特に、自殺を企図する兆候については、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」P9を参照。

## （2）保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、文部科学省のHP上の子供のSOSの相談窓口（※）や「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。複数の相談窓口を周知する場合は、悩みや不安を抱える児童生徒がどこに相談すべきか混乱してしまわないよう、必要に応じて相談窓口を整理し、周知すること。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校（学級）通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。学校は、保護者から相談を受けた時には、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切に対応すること。

（※）子供のSOSの相談窓口

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm)

（文部科学省HP）



### (3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。その際、警察との連携においては、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（令和5年2月7日付け4文科初第2121号）において指定を求めている「学校・警察連絡員」が情報共有を図り、緊急を要する事案を含め緊密に連携して対応に当たること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

### (4) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察に連絡・相談するなどして当該書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。また、警察等関係機関においてネットパトロールが実施されている場合には、当該関係機関との積極的な連携に努めること。



### 【添付資料】

- 別添 1 児童生徒の月別自殺者数〔推移〕（厚生労働省・警察庁）
- 別添 2 令和 5 年度補正予算（不登校児童生徒等の学び継続事業、不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業）
- 別添 3 「こども・若者の自殺危機対応チーム」について
- 別添 4 24 時間子供 S O S ダイヤル（0120-0-78310）

### 【参考資料】

- 「子供に伝えたい自殺予防ー学校における自殺予防教育導入の手引ー」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/063\\_5/gaiyou/1351873.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm)



- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm)



- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf)



- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分 かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1353636.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm)



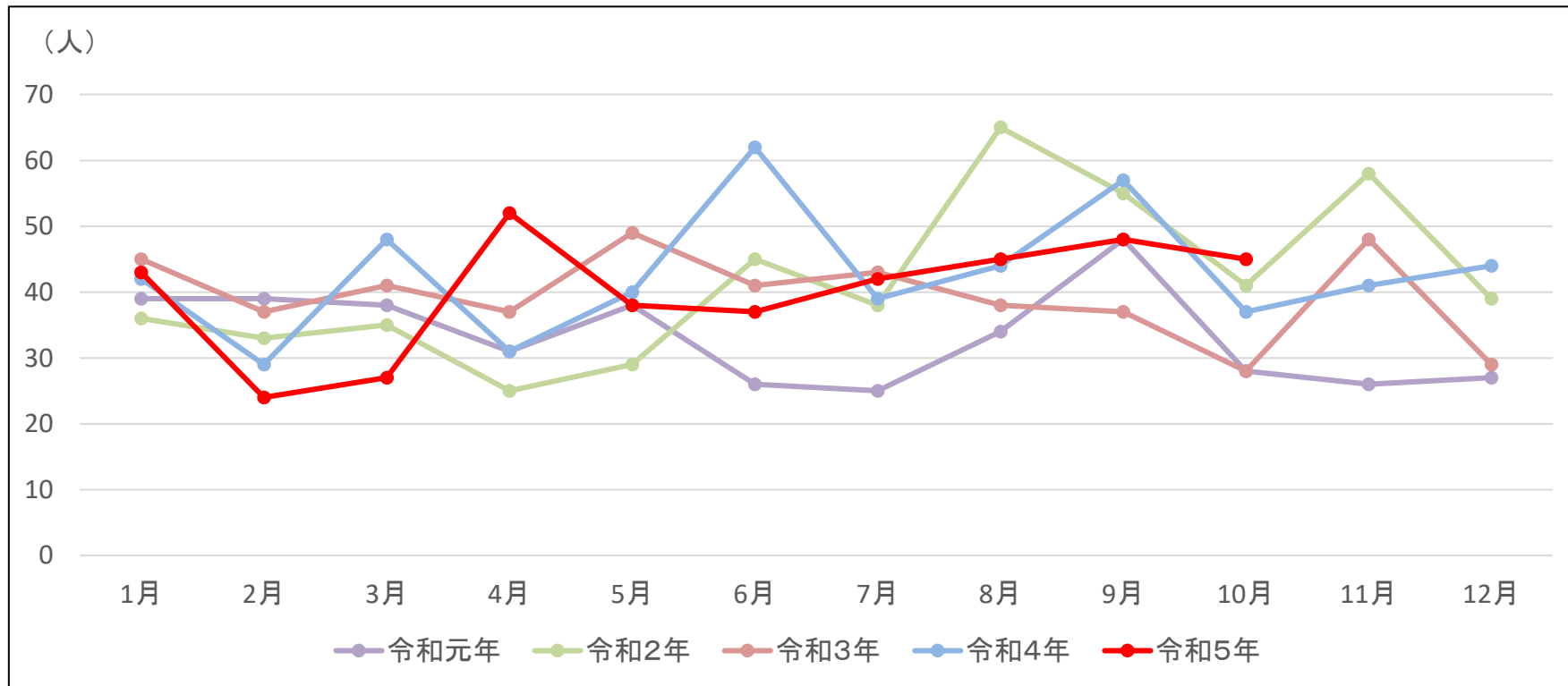
- 第 4 次自殺総合対策大綱（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou\\_r041014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html)

- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和 5 年 6 月 2 日 こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議）  
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonojisatsutaisaku/>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導企画係  
電 話 03 (5253) 4111 (内線 3298)  
03 (6734) 3298 (直通)  
E-mail s-sidou@mext.go.jp

# 児童生徒の月別自殺者数[推移]

別添1



(人)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	49	41	43	38	37	28	48	29	473
令和4年	42	29	48	31	40	62	39	44	57	37	41	44	514
令和5年	43	24	27	52	38	37	42	45	48	45			401

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

# 不登校児童生徒等の学び継続事業

## 現状・課題

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等を踏まえた不登校・いじめ対策を前倒しで緊急実施。

## 事業内容

### ①校内教育支援センターの設置促進 29億円

- 公立の小・中学校に校内教育支援センターを設置できていない学校のうち、不登校児童生徒数が多い学校（6,000校）に対して、設置に必要な経費を支援することにより、不登校の未然防止・登校復帰支援を加速度的に進める。

自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援する。

#### 校内教育支援センター (スペシャルサポートルーム)



学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ったり学習のサポートを行う。

### ②教育支援センターのICT環境の整備 2億円

- 在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、成績反映を可能にする教育支援センターのICT環境を加速度的に整備する。



教育支援センターと自分のクラスをつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられる体制を構築し、学校との連携体制を強化する。

#### 教育支援センター



各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

### ③スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実 7億円

- 不登校児童生徒及び未解消のいじめ事案に対して、S Cのカウンセリング等による心理的ケアや、S S Wによる関係機関との連携などを通じた福祉的支援等、学校におけるチームでの支援体制を更に強力に促進する。

スクールカウンセラーによる心理的ケアとスクールソーシャルワーカーによる福祉的支援を複合的に実施することにより、不登校長期化の未然防止、いじめ事案の解消を推進する。

実施主体	地方公共団体
補助割合	国 1/3

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

# 不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

令和5年度補正予算額

14億円



文部科学省

## 現状・課題

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人、そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生が約11万4千人と、いずれも過去最多となり、また、いじめ重大事態の発生件数も923件と過去最多となる中、安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化が必要であることから、「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を令和5年10月に策定。
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月）、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」（令和5年6月）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月閣議決定）等を踏まえた不登校・いじめ対策を前倒して緊急実施。

## 事業内容【委託】

### ①教育支援センターの総合的拠点機能形成 3億円

- 支援を受けられていない不登校児童生徒へのアウトリーチ支援の実施や保護者に対する相談窓口を新たに開設する等教育支援センターが不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う。
- 期待される機能・役割
  - 学校内外の専門機関等で相談等を受けていない不登校児童生徒や保護者を支援につなげる。
  - 不登校児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちを様々な学びの場や居場所につなげる。
  - 学校、民間団体、保護者等と連携を図るための支援会議を実施。



### いじめ・不登校・自殺リスク等の早期把握に向けた ②1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入推進 10億円

- 不登校やいじめ、児童生徒の自殺が急増する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要。
- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小中高校での実施を目指し、各学校設置者の導入を推進する。



### ③不登校・いじめ対策等の効果的な活用の推進 1億円

- 各地域・学校における不登校・いじめ対策の実施状況を調査・分析し、対策ごとの効果・課題を整理することにより、さらなる不登校・いじめ対策の充実につなげるとともに、優れたモデルとなり得る事例を収集・展開する。

#### 委託先

- ①都道府県・政令指定都市
- ②都道府県・政令指定都市等  
※市区町村及び私立学校は都道府県から再委託
- ③民間団体等

#### 対象経費

- ①専門スタッフ等に係る経費  
連携会議開催等に係る経費 等
- ②「心の健康観察」導入に係る検討経費、  
教職員への研修・域内への普及等に係る経費 等
- ③アンケート・ヒアリング調査、報告書作成等に係る経費 等

(担当：初等中等教育局児童生徒課)

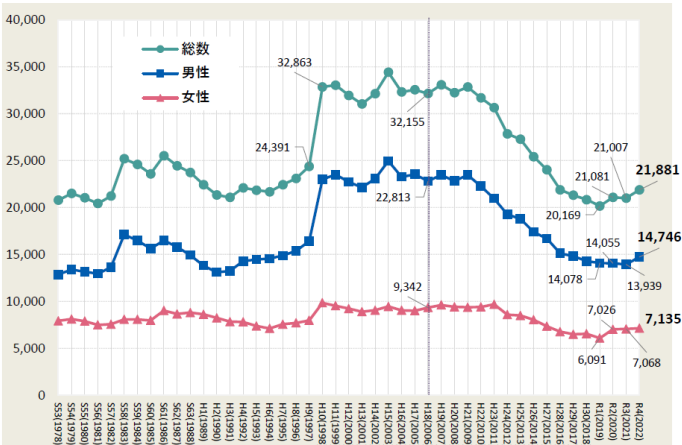
# 「こども・若者の自殺危機対応チーム」について

## 背景・課題

我が国の**児童生徒の自殺者数**は近年増加傾向にあり、昨年は統計を取り始めた昭和53年（1978年）以降**最も多い514名**に上った。日本はG7で唯一、**10代の死亡原因の第一位が自殺**であり、我が国において**こども・若者の自殺対策が喫緊の課題**となっている。

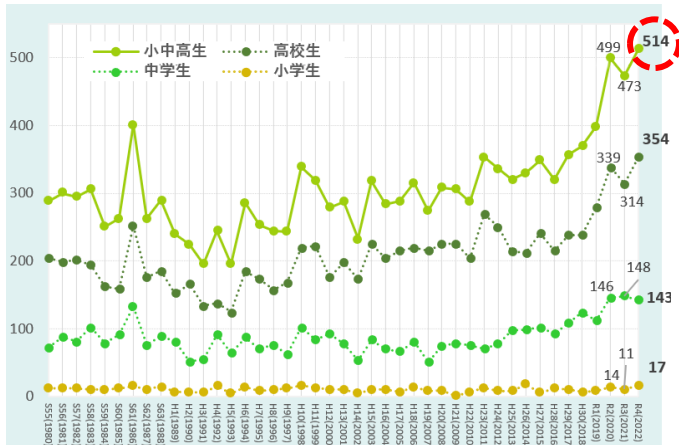
特に、**学校（教育委員会等）と地域（基礎自治体や保健所、医療機関等）の連携が大きな課題**である。地域には様々な分野の自殺対策の専門家がいるにも関わらず、学校と地域との連携体制が整っていないために、結果として**こども・若者に対して専門的な支援を行うことができていない**ケースが少なくない。

### 自殺者総数・男女別の推移



※補助線のある平成18年（2006年）に自殺対策基本法が施行

### 小・中・高生の自殺者数の推移



※警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

## 概要・目的

「こども・若者の自殺危機対応チーム（以下「危機対応チーム）」は、**学校と地域が連携して、児童生徒等の自殺を防ぐための新たな取組**である。例えば、学校が生徒の自殺リスクを察知した際、危機対応チームに支援要請を行うことで、**学校は危機対応チームのメンバーである専門家（精神科医や精神保健福祉士、弁護士やインターネットの専門家等）から、自殺リスクに関する緊急性の有無や当該生徒への支援のあり方等について直接アドバイスを受ける**ことができる。危機対応チームが、**学校と地域（基礎自治体等）との仲介役を果たすことで地域自殺対策力が向上し、児童生徒とその保護者に対して包括的な支援が可能となる。**

全国に先駆けて危機対応チームを設置した長野県では、危機対応チームが支援に関わった35名（4年間）の内、自殺で亡くなった児童生徒はひとりもない。支援要請を行った学校からも「生徒にとって良い方向に動き出すサポートをしていただき、大変助かった」「支援をしながら迷ったとき、相談できる存在があってとても心強く助かった」等の高い評価を受けている。**危機対応チームの活動は、児童生徒の命を守るだけでなく、学校の教職員等の負担軽減にもつながる。**

## チームの設置

政府が本年6月にまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」において、**こどもの自殺対策の柱として「全国への設置を目指す」**ことが謳われ、昨年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」にもチームの設置が盛り込まれている。

これらを踏まえて、**危機対応チームの設置・運営については、政府が地域自殺対策強化交付金により10/10補助**（今年度時点）を行い、いのち支える自殺対策推進センターが危機対応チームの設置等に関する実務的支援を行うこととしている。

設置対象は、都道府県・政令指定都市で、**危機対応チームの事務局は首長部局（自殺対策担当）と教育委員会が緊密な連携を図りながら運営**することが求められる。

誰	話	今
か	し	、
が	た	
い	い	
る		

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、  
いつでも話を聞くよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル

なやみいおう  
☎ 0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

☎ 189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

☎ 0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または  
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に  
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの  
窓口を調べられます)

